

平成26年3月24日

各位

岩手県北自動車株式会社
代表取締役社長 松本 順

消費税率引上げに伴う路線バス（乗合バス）の運賃改定について

当社は、平成25年12月10日付けで国土交通省に一般乗合バス運賃の変更認可申請を行い、平成26年3月4日付けで認可を戴きました。つきましては下記の通り運賃改定を実施致しますのでお知らせ致します。

記

- (1) 運賃改定実施予定日 平成26年4月1日
- (2) 改定上限運賃の平均改定率 2.750% (参考：消費税率引上率2.857%)
- (3) 現行・改定運賃比較表

①普通旅客運賃（一般路線バス、106急行バス）※高速バスは除く

現行運賃額（区間）	申請運賃額（差額）
100円区間	100円（据え置き）
130円～ 520円区間	+10円
530円～ 870円区間	+20円
880円～1,220円区間	+30円
1,230円～1,570円区間	+40円
1,580円～1,920円区間	+50円
1,930円～2,270円区間	+60円
2,280円～2,530円区間	+70円

②定期旅客運賃

原則として、改定後の普通運賃額を基準とし、所定の割引率を乗じて算出します。

(基本1ヶ月＝普通旅客運賃×30日×2回使用)

区分	一ヶ月定期運賃	三ヶ月定期運賃
通勤定期券	基本一ヶ月×(1-0.35)	一ヶ月定期運賃×3×0.95
通学定期券	基本一ヶ月×(1-0.4)	一ヶ月定期運賃×3×0.95

※通学定期券については、15km以上は8割引となります。

※盛岡・滝沢市内については、川目～一本木郵便局間内の通学定期は割引率が異なります。
詳細はお問い合わせください。

(4) 定期券の購入について

平成26年4月1日以降適用の定期券を平成26年3月31日までに購入される場合、
改定前運賃・割引率で算出した金額となります。

平成26年4月1日以降に購入される場合は、改定後運賃・割引率での算出となります。

**※通勤定期購入の場合、平成26年4月1日以降は割引率が上がりますので、
改定後運賃・割引率での算出で改定前より安い金額となる場合があります。**

(5) その他

各種割引乗車券等詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ連絡先

岩手県北自動車株式会社 乗合事業部

019-641-1212（祝日を除く月～金 9:00～18:00）